年　月　日

　全国中小企業団体中央会　会長　森　洋　殿

申請者　住所

氏名（事業者名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（代表者の役職及び氏名）

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（第○○次締切回）

補助対象経費に関わる誓約書

　ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金交付規程第４条第２項に基づき、別紙２で規定する補助対象経費については、専ら補助事業計画書に記載の事業（以下、補助事業という）のために使用します。なお、補助事業には国が助成する制度との重複はなく、よって補助対象経費について、国の他の補助金若しくは委託費と同一若しくは類似内容の事業（交付決定を受けていない過去の申請を除く）、又は公的医療保険・介護保険からの診療報酬・介護報酬、固定価格買取制度等との重複がある事業に使用することはありません。

　補助事業期間中に、補助事業以外の目的・用途に供した場合、同交付規程第１９条第１項第２号「補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合」の適用に基づく交付決定の取消し等に異議を申し立てません。

また、補助事業終了後においては、同交付規程第２０条「財産の管理等」、第２１条「財産の処分の制限」の規定に従い、対象物を管理します。

以上